

平成30年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月10日（月）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
伊藤良昭	農業委員会 農事局長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
川	野	辺	晴	庶	務	議	事	係	長	
福	知	光	徳	行	政	安	全	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の5日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告5番、今村好市議員。

なお、質問の時間は60分です。

[7番 今村好市議員登壇]

○7番 今村好市議員 おはようございます。大変今日は寒くなりまして、町長、風邪どうですか。よくなりましたか、大丈夫ですか。

○栗原 実町長 大丈夫です。

○7番 今村好市議員 今日、私の質問は政策判断を余り必要としない質問なので、余り出場がないかなと思うのですが、質問についてももう小森谷議員、小林議員、本間議員等が質問されていますので、私についてはできるだけ具体的な話をさせていただいて、今後進めていく上で、そんな方向に行っていただければ地域住民、町民も大変いいのかなという部分で、提案を含めた質問とさせていただきます。

まず最初に、南、北小の廃校に伴う利活用なのですが、これは以前から何回か、今年の3月の予算議会等につきましても、もう小学校再編の検討と並行して、やはり利活用、もしくはどうしていくのだということについては検討を始めていったほうがいだろうということは何回か申し上げております。今回、質問が重複しているということは、ある反面、町民がそれについては非常に関心の高い部分かなというふうにご理解をいただければ非常にありがたいというふうに思っております。

特に北、南地区では、100年以上続いた小学校が、ここで子供たちの声が聞こえなくなるということについては非常に寂しい思いもあると思います。特に南地区については、現状を見ても、もう駐在所がなくなってしまって、保育園もなくなってしまったと。これで小学校がなくなってしまうと、もう公共施設的なものについては公民館しか残っていない、こんな状況になってしまうのです。くしくも新庁舎を建ててということもありまして、板倉町が合併して、昭和30年2月1日でありますので64年ぐらい間もなくたつのですけれども、先人たちは合併のときどんな思いで、こんなことを予想して合併したというのは思っていないというふうに思っております。できるだけ地域としても活力が出て、町全体としても行政運営がうまくいくだろうということで、先人たちは昭和の合併に踏み切ったのかなというふうに思っております。

誰もが予想できない地域なのですが、よく言う行政のコミュニティーの単位といたしまして、よく小学校区域と、そこが一つの大きな地域のコミュニティーとして、いろんな交流ができる場所という、いわゆる小学校が、子供たちが通学をできる、その範囲内の区域が非常にまとまった区域としてはいいのではないかなということで、国、県等においてもいろんな調査をしたり、いろんな物事を判断するとき、よく小学校区域というのを一つの例として、いろんなデータを積み上げているというのが過去の経過かなというふうに思

っております。そんなことで、小学校もなくなってしまうということになりますと、その地域が火が消えたような状況になりまして、今のところ余り実感としては感じていないのだと思うのですが、いざ子供たちがスクールバスで地域の中を歩かないで、子供たちの顔も見ないという、保護者は別なのですが、一般の住民がそういう状況になったときに、また学校はどこ地域でもやはり小学校、中学校についても中心的な場所にありますので、そこが利活用がうまくいかないということになりますと、やはり冷え込んでしまうのかな、地域全体が冷え込んでしまうかなというふうに思っております。

そこで、平成29年3月に町が策定をいたしました板倉町公共施設等管理計画、小林議員も申し上げておりましたが、その管理計画を見てもみますと、これについては余り具体的なものがのっていないというのが現状でありまして、今後の人口推計や財政的な推計、今ある公の公共施設の状況、そういうものがのっているという状況であります。その中に、学校教育施設の基本方針については、統廃合により廃止される施設については除去するか、転用等を検討するかということで、具体的にはのっていないのですが、もう取り壊して更地にしてしまうのか、利活用するのかというのは今後の検討課題ですよということがのっております。

この辺、最初に確認をしておきたいのですが、板倉としては北小学校、南小学校については、取り壊すのではなくて利活用の方向でいくのかどうか、その辺確認をさせていただきます。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

議員おっしゃられました公共施設等の管理計画、これについては具体的な内容は、今後平成32年までに国のほうで個別に具体的なものを作成するようになるというようなことになっております。現段階では、大まかな内容ということであります。

南小と北小につきましては、基本的にこれも小森谷議員等の回答と同様になりますけれども、基本的には南小、北小、防災上の避難所ということに位置づけられております。また、議員おっしゃるような地域のシンボリックな要素でありますので、これについては町として管理していくというような計画であります。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 言葉じりをとらえて申しわけないのですが、管理というのはただ維持管理をするということではなくて、利活用をするという意味も含めての管理でしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 おっしゃるように、利活用を含めたという意味です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 わかりました。この間の答弁の中に、課長会議を2回ほど開いて法的なもの、さまざまなものについて調査に入っているということなのですが、具体的に指示をされた調査項目というのはどんなものがあるのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

これについては、まず1回目のときに、今後どのような方針でやっていこうかということで、このときはまだ具体的なものはありません。各課で考えられるものがありますかというような問いです。

具体的に調査といいますのは、今まで小学校として利用しておりますので、まずそこを転用するに当たっての何らかの法的な制限があるのかどうか、あるいは補助金をもらって建てた部分もあると思いますので、そのような制限があるのかという、その2点についてであります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 それについては、まだまとまっていないのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 まだまとまっておりません。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 事務的な処理ですので、できるだけそれはスタートラインできちんと整理しておかなくてはならないことなので、早急にまとめていただければありがたいなというふうに思います。

たまたま西小学校と東小学校については、新耐震の設計以前に建築をされておりますので、これ大規模改修と耐震工事をやっておりますので、相当額の国の補助金等が入っております。南と北については、新耐震後の建築だというふうに私は記憶しているのですが、この辺確認させていただきたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、北小、南小については昭和57年ということで、そのような耐震の制限の後ということになります。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そうしますと、南と北については、最近国庫補助で事業をやったというのは、多分エアコンの導入ぐらいかなというふうな気がするのです。そうすると、西と北は大規模改修等で相当金かかっていますが、北と南についてはエアコン程度でありますので、補助金の返還があるかないかは別にいたしましても、国、県の補助対象事業、起債事業として大きな事業をやったという、近年やったというのがありませんので、その辺は使いやすいかなというふうに思っているのですが、担当としてはどうでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

その部分については、議員おっしゃるようなことだろうと思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そういうことで、使いやすいというふうに私は考えておりますので、ぜひ利活用の

ほうで積極的に具体的に物事を進めていただければありがたい。全くお金がかからない話ではありませんので、その辺は財政的な裏づけもきちんととつての上だというふうに思っております。

前回の小森谷議員の質問の中で、根岸企画財政課長は企画財政を担当しておりますので、庁舎建設だとかさまざまな事業が入ってきておるので、貯金が減って借金が増えたという話をしておりますが、庁舎にしても八間樋の道路にしても、私が思うには後年度負担があつてしかるべき施設だというふうに思っております。道路についても50年、100年は使える、庁舎についても最低50年は使う施設でありますので、今使う人たちが全てを負担するというのではなくて、いずれ使うだろうという人たちも当然負担をしていただくという仕組みでやっているのが公共工事でありますので、それが大変だから、ほかの事業は全てとめてしましようという話にはならないので、ご存じだと思いますけれども、起債の制限比率というのがありますが、起債の制限比率を超えるのはいつごろになりますか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 その辺については、ちょっと今資料がありませんので、確認をさせてお答えさせていただきます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 起債の制限比率を超えるというのは、いわゆる自治体として問題が起きて、もうやっていけなくなる状況に近いという状況になると思うので、これは国は起債の制限比率を設けていると思いますので、もう黄色信号の時点で国か県かわかりませんが、その辺は注意するように指示があると思うのですが、その辺まで行く話ではないというふうに私は理解しているのですが、副町長はどうですか。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 そういった面では、議員がおっしゃるような、いわゆる制限比率を超えるような、そういった財政運営に至らないようには注意しながらいくということで考えておりますけれども、今後経常費的に考えますと、一部事務組合3組合ございますが、既に厚生病院、それから衛生施設組合、これの建設関係の起債の元金償還がもう始まってきております。近いうちには、消防の本部庁舎建て替え、館林消防署ですね、これも当然起債の元金償還も入ってくるのはもう必定でございますので、そういった一部事務組合への負担もあわせて、いわゆる実質の公債費比率、こういったものを勘案しながら、今後の事業の実施に当たつての起債を見込んでいく必要があるということで、私どもとすると取り組んでいかななくてはならないかなというふうに思っておりますから、まだ今の時点ではいわゆる健全化法で規定されております黄色信号、その先には赤信号ということになりますけれども、黄色信号には、まだまだちょっとは余裕的なものはあるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ厚生病院の負担の関係等も、今現在まだ負担率の関係が明確に決まっていない。

あるいは衛生施設組合の建築の関係の、いわゆる公債費の負担割合、これについても当初の協議の結果で、実際にごみの処理が開始されてから、ごみの量によつてもう一度公債費の負担比率を見直しをするのだというようなことになっておるのですけれども、その辺についても見直しをすると現在の負担の割合が変わってきますから、それぞれ関係する構成市町では、やはりなかなか容認できないような部分もあるように聞いて

おりますので、そういったものがどういう負担比率で決まってくるかによっては、この辺も微妙に変わってくることはもう明白でありますから、そういったものも今後見ながら運用していきたいというふうに思っています。まだ、すぐのすぐ黄色信号、赤信号に至るということではないというふうに理解しておりますので、そういった面では、ある程度の事業の展開は可能なのかなというふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 厚生病院もでき上がって、ごみもでき上がっているのですよね。だから、建築にかかわる費用の負担割合というのは、もう当然出てきていると思いますので、それにかかわる公債費についても、当然もう建築の段階である程度わかかっていて、それを市町村に配分して、市町村の議会である程度議決をして負担をしているということはありますので、全くまだわからないという話ではありませんので、それについては多少の変動はあると思うのですけれども、それが市町村財政を急激に圧迫してしまうような変動は、私はないというふうに思うので、今ある程度見込みをしている財政推計の中で、起債の制限比率まで、このままではあと二、三年で行ってしまいますよという状況にはならないというふうに思っているのですが、どうなのですか、財政課長。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 今、副町長がおっしゃったような内容でもありますが、そういうようないわゆる赤信号にはならないような財政運営をしておりますので、現状ではそのような状況にはなっていないという判断であります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 だから、庁舎建てて道路つくって、非常に借金も増えて、借金の返済も増えるから、ほかの事業は、大型事業についてはある程度抑制をしなくてはならないというのは、これは十分わかりますけれども、では全てある程度新規事業を全くとめていいのかどうかということもありますので、行政サービスがある程度低下しない程度で、やっていかななくてはならないことはやっていかななくてはならないので、その辺は色分けをきちんとして、これは後年度に引き続き使っていただく施設ですから、多少の後年度負担はいただきますよというのは当たり前ですよということも含めて、やはり仕事は前に進めていかないと、借金が増えたからとめてしまいますよという話は、やはりこれはまずいと思いますので、そういう話ではないなというふうには思っているのですが、昨日企画財政課長はそれらしきことを答弁の中に言っていたものですから、その辺については余り町民に対して、庁舎ができて道路が整備されていろいろかかったから、あとはできませんよというのは、金がなくなりましたよというのは、余り言わなくてもいいのかなと。それは、財政当局はきちんとその辺は承知をしながら、事業を毎年計画していけばいい話なので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど利活用という話がありましたが、利活用の方法についてはいろんな方法があると思うのです。第一義的に考えられるのは、町が使うと。とりあえず町が学校の施設を転用して使うというのが、第一義的に考えられることだと思うのですが、どうでしょうか。その辺の考え方については、まだまとまっていないから全くわかりませんよという話なのではないでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

これについては、基本的に考え方としては同様で、第一義的には町が活用すると。その理由としましては、先ほど申し上げたとおり防災上の避難所として位置づけられておりますので、山間部などである民間に宿泊所としてお願いするだとか、そのようなことがなかなか難しいのかなと思いますので、基本的には町で何らかの活用方法を考えていきたいということでもあります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 では、町がとりあえず使うというのを第一義的に検討を始めると。それは、北小と南小両方を町が使うという判断でよろしいのかどうか。場合によっては、1校を町が使って、もう一校については違う形で使うかという、そういう選択肢もあると思うのですが、では具体的に町が使うということなのでしょうが、先ほどの公共施設の管理計画の中には、公共施設板倉町に37あるのだそうです。私も数えていないので、そんなにあるのかなという気がいたしました。建物数で135棟あると。その中で、もう35年以上建築をしてから経過している建物が、施設が19で81棟、全体の72.2%については、もうかなり老朽化が進んでいるという調査結果かなというふうに思うのですが、これについては改修なり更新なり、そういう時期に来ているのかなと。

耐震については、学校施設だとかそういうものについては耐震は終わっているのかもしれませんが、全体から見ると55%ぐらいしかまだ耐震が終わっていない。庁舎が今度新しくなるから、もっとパーセント上がるのかもしれませんが、そういう状況の中で、これを見ると北保育園、板倉保育園については既に45年に建築をしていると。南児童館、これなくなってしまうかもしれませんが、南保育園だったのですが、これ46年、西児童館については48年、文化財資料館、東保育園にしては54年。そういうことで、保育園の施設については非常に、見た目もそうなのですけれども、昨日の話だと木造建築の平家建てについては耐震の対象となっていないということなのでしょうが、老朽化が進んでいるということもありますので、こういうものが、では建て替えるのは非常に金がかかるから、公共施設についてはセンター用地で1カ所に集めるというのが理想かもしれませんが、今の板倉の現状、財政的なことを考えると、とりあえず保育園だとか子育て施設、学童保育もそうなのかもしれませんけれども、そういうものについては、場合によっては北小なり南小なりで使うと。そういう発想もあるのかなと。

子育て支援施設だけでは、ちょっと使い切れないのかなと。そこに福祉施設をうまく入れるかどうかという、そういう考えもあるのでしょうか。その辺保育園の老朽化、子育て支援施設の老朽化による今後のその辺の対応については、町全体としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。基本的には、誰が考えても今公共の関係というと、やはり保育園、まずは挙げられるのは保育園なのかな、あわせて学童的なもの。それに、まさに例えば保育園を2園を統合したとて1校で済むだろう、1校の中の1階部分ぐらいね。だから、3エリアあるわけですから、2階もしくは3階ということを考えれば、プラスしてそれに何かを組み合わせていくと。そういったことを、まずは

具体的に検討すべきかなと個人的には思っております。

いわゆる北も南も同じかということを考えますと、北のほうが絶対的には高いという、いわゆる南の小学校は地震には使えますけれども、耐震性はあれだけでも、水害に対する対応については当てにならないということがありますから、基本的には保育園等はほぼ昼間で対応ができるから、むしろ南を統合的な保育園の候補地としたほうよいかというふうに考えています。

北の場合は、地震も水害もということですから、全天候型で対応できるだろうと、どういう施設を入れても。ただ、比較的高齢者とか動かせない人たちの予備軍とか、いろんなそういったことを考えるときに、どれだけいわゆる俗に言うリサイクル費用がかかるかということも含めながらですけれども、保育園を南に、私はそうずっとかねてから思っているのですけれども、明るいうちであれば子供はしっかりと、水が出そうだとはいえ、もちろん朝迎えに行くことすらもやめなくてはならないしということも含め、基本的にはマイクバスを利用した2園を1園統合構想、それを南の小学校のほうがいいのかなと。それは、個人的には今、時折そんな話が出たときには申し上げております。

いろいろそのほかに、例えば町営住宅の関係等も、これは集合住宅になってしまいますけれども、そういったものが可能かどうか。みんな一応個別で西地区にもありますし、みんな老朽化しているのです。そういったものを、いいあんばいに対応できるかどうかということ、1つは法的な面。あるいは、複合的な面ですから、学校みたいな、本当民間とも、幾ら上下の水平の関係であっても、水平ではない垂直か、の関係であっても可能かどうかということ。いろんな面で、さらにもう一つプラスすべきものは、可能かどうかわかりませんが、こういったものも研究せよと言っています。

それぞれが北も南も、先ほど今村議員いみじくもおっしゃいましたが、拠点となるものがなくなってしまうといえば、まさにそのとおりでして、極端に言うとスーパー一つ、南もついこの間できたのが潰れてしまうという状況、北も同じような状況。ですから、学校の1階部分か、もしくはどこかですけれども、連続してそういう教室の2部屋か3部屋を、条件をどういうふうにつけたら民間の人が、例えばうんとある意味では狭いスーパーみたいな、種目とかそういう意味ね、スペースではなくて。あるいは、住民の皆さんが自分で物々交換ができるような、いわゆるだから便利的、食料的、産直的な、そういう総合的なものでも、例えば一番利便性の高いところや、そこへだから夜でも昼間でもちょっと来て、主要の例えば10品とか20品とかそういうところで間に合うとか、そういうような何かを構築できないかと。そういうことによって、近い将来高齢化だけれども、乳母車を押しながらも、老人カーというのですか、押しながらも、例えば野菜とか中心となるおかずぐらいは買えるようなものでもできないかとか、一説によると一定期間の売り上げ保証をすれば出るところもあるやないや聞いておりますが、いろいろそういったことも含めて、さまざまな可能性は研究して、やはりどうしても何としても、特に被災を考えた場合にはなくてはならない施設ですから、総合的に運営をどういうふうにしたらできるかということも含め、考えていきたいと思っています。

それから、先ほど言いました、私も冒頭の挨拶で申し上げましたが、板倉町の財政がそんなに私は厳しい状況に入っているということは申し上げているつもりはございません。ただ、表現が1対1だったのですね、大体おおむね。それが1対2になるのだと。だから、貯金の倍ぐらい借金があるのですよ。だから、お金があると思って使う気になったら、10億円、20億円はあっという間ですから、例えば八間樋橋の県と町の負担割合部分で、真っすぐにしたそこからあそこまで、約5億円かかっているわけですから、小林議員が昨日

挙げましたけれども、南北の道路、誰が考えても板倉町は南北の道路のほうが少ない。あれば便利だなと思うけれども、1本やれば、もう5億円どころではない。橋だって全部入ってきますから、だから五、六億円はかかっているから、あれもやるべ、これもやるべということに膨らまると、一気に大変なことになりますよと、そんなことですね。一応そういうわけです。

○7番 今村好市議員 わかった。

○栗原 実町長 そんな厳しい状況になっているのかなと、住民の皆さんが誤解されると困るので。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 だからその辺は、町民は比較的単純に考える方が多いですから、中身がよくわからないから、では庁舎もつくって道路もつくったから、町は借金が増えたから、ほかの仕事は余りできないのかという、そういうふうにつながってってしまうものですから、その辺はやはり余りだめなのだ、だめなのだ、できないのだ、我慢しろ、我慢しろというのは言わなくても、今の時点はまだいいのかなという話です。

本題に戻りますけれども、町長はいろいろ考えているようでして、確かに誰が考えても将来的には、公共用地1カ所に集めると、今まではセンター用地的なもので1カ所にできるだけ集めていこう、集めていこうという時代があったのですけれども、集めるものと分散をしてもいいものというのは、この辺でやはり整理をしてやっついていかないと、何でもかんでも集めればいいと、効率的に物事を考えればいいというだけではなくて、生活をする人、いわゆる先ほど言った小学校区域の単位というのは、そこに生活をする人たちの基本的な単位でありますから、そこに最低限やはりお店が多少、日常生活のものが間に合うとか、子供が歩いて行ける範囲ですから、高齢者も何とか車を使わなくても行ける範囲。そういう範囲の中に、最低限のものはやはり必要となってきますので、今町長が言ったように、栃木の庁舎なんか下がデパートで上が庁舎ということもありますので、今の時代ですから、やはり1教室、2教室分ぐらいは、地域のための消費、必要なものを販売するという、そういうことも当然これから考えていかななくてはならないし、あと一番簡単に金かけずに使えるのは、教育施設ですから教育の関連施設で使うというのが一番金かからないですよ。もう基盤ができていますから。

そういうものとうまく組み合わせをして、昼間使う部分、夜使う部分も区分けをして、やはりやっついていけばいいのかなというふうに思っていますので、いろんな組み合わせが、今町が不足している、これから建て替えなくてはならないものについても、場合によってはうまく組み合わせをして使っていくということがいいのかなと。

例えば、先ほど町長が言ったように、南については子育て支援施設プラス日常生活に必要なものをそこで賄えるという、北についてはやはり日常支援施設とお店と、ほかに何か大学とうまくやれるのか、県とうまくやれるのか、その辺も含めて、町が使うものが当座なければそういうところに働きかけをして、何か使っていくということも必要というふうに思っていますので、そういう今話があったようなものを、では事務処理的に具体的に検討していくには、やはりもう課長会議を2回、3回開いたからうまく進む話ではないので、今後どのようにしてその辺はやっていったらいいでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

今後、先ほどの制約も含めたことを整理しながら、課長会議の中ではまず整理をしていくと。その後、地域の方のご意見をいただくためにどんなことをしたらいいかということで、検討委員会ということになるかわかりませんが、そのようなことも考えていかなければならないというふうには思っております。既に南地区では、南地区の総合開発研究会の中で話題としても挙がっているということを伺っておりますので、そのような形で何らかのご意見をいただける場を設けたいとは考えています。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 できるだけ内部の調査というのは非常に大事なので、内部の調査をしっかりした上で、検討委員会については早い時期に立ち上げをして、できれば一部再編が進んで子供たちがいなくなると同時に、場合によっては方向性がきちんと地元に示せば私はいいのかなと。具体的な作業、もしくは改修工事等も必要な場合がありますので、その辺についてはきちんと理解をしていただいて、いつごろになったらどういう形になりますよという先が見えてくれば、町民の方も、ああ、なるほどということで納得ができるのかなと。

それと、もう一点すぐに開放できる部分があるのだと思うのです。例えば、体育館とか校庭とか、場合によってはプール、これについてはもう地域開放ではないですけども、スポーツ少年団とか地域の人たちが使う場合、あとは老人会も含めてですが、今いろんなスポーツサークルがあると思うのですが、社会体育館として海洋センターがあり、夜間については中学校があり、今回例えば北小と南小の体育館があきますから、その辺も連動して社会体育の拠点として、スポーツ少年団を中心としたPTA等も含めて、すぐ使えると思うのですが、その辺の検討も並行してやったらどうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

小学校再編で、教育委員会中心となってやっているわけでございますけれども、子育て関係も含めて子ども会とか、そういう地域の利活用の問題というのも並行してこの問題、教育部分の小さい枠になってしまいますけれども、そういう中では何回か話し合いの機会を設けさせていただいております。当然今議員おっしゃるとおり校庭、プールはちょっとそこまではいいないですが、校庭、体育館については社会体育で使えるのではないかという検討はしております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 その辺すぐに検討していただければ、もう再編と同時にその年から場合によっては使えるのかなと。少年サッカーについては南小、野球については北小のグラウンドを中心に使いましょうというホームグラウンド的な、あとは体育館についてはバスケットだとかミニバスだとか、さまざまなスポーツ少年団がありますから、それをうまく仕分けをして、ある程度中心的に使える場所ということで使ってもらおう。使わないときは一般開放していく。そういうことも必要だというふうに思いますので、ぜひその辺についてはお願いしたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、先ほどのお話の中で回答させていただきますが、起債の制限、これについては実質公債費比率で判断をされまして、板倉町が平成29年度3.7%という数字でありました。これの起債の制限が18%ということですので、これには当然行きませんので、そういう制限はありません。

ちなみに、夕張市の早期健全化基準ということが25%ということですので、板倉町についてはそのような健全な状況であると思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 全然問題ないですね。3.7で、これはあれでしょう、赤信号が18でしょう。

○根岸光男企画財政課長 そうですね。

○7番 今村好市議員 黄色信号は14か15ぐらいでしょうから、余裕を持ってやってください。

では、次に資源化センターお願いいたします。これについては、やはり小森谷議員質問されておりますので、私はどっちかというセンター用地、これについて後から追加で通告しておりますので、センター用地の今後のあり方についてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

まず、センター用地の先行取得をした理由、それと取得年月日、面積、現在利用されている面積、取得価格等について簡単をお願いいたします。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

この新センター用地につきましては、平成7年に計画がありまして、用地を取得してきたという経緯があります。全体の面積で7万4,500平方メートル、現在利用している資源化センターが1万8,600平方メートル、また消防施設が6,000平方メートル、リサイクルセンターが7,000平方メートル、道路や水路等もありまして、未利用地が現在約3万6,000平方メートルという状況であります。

取得の金額については、ちょっと資料がありませんので、後ほど回答させていただきます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 町長は、そのとき議員としていたかわからないのですが、私の記憶では、板倉川北部土地改良事業の非農用地設定によって生み出された土地というふうに理解しております、その当時の行政についてはごみ処理どうするかということが非常に大きな課題でありまして、ごみについてはどこに持っていても迷惑施設ということで、なかなか場所が決まらなかったというのが現状であります。そんな中、非農用地設定をされまして、その非農用地の中にいわゆるごみ処理施設、今の資源化センターなのですが、それをつくるのと同時にセンター用地ということで、役場もしくはいろんな公共施設をあそこに集中をしますよという理解の中で、あの当時板倉川北部土地改良事業と契約をして土地を取得をしたという経緯があるのかなと。

センター用地の機能が、役場がこちらに移って、いろんな事情があっただと思うのですが、用地だけはそのまま現状残っているということがありますので、もうセンター用地として将来的にも3万6,000平米が今

後利用する可能性がないとすれば、もうこの辺で区切りをつけて、何らかの方法で処分をするのか、都市計画問題があってなかなか難しいということもあるのでしょうかけれども、方向性をきちんと出していったほうが私は、ただ持っているだけという話にはならないのかなと。ちょっと、ただ持っているだけにおいては面積が大き過ぎる。町として利用する計画が明確にないのであれば、もうこの辺もどうするか検討する必要があるのだということだと思います。この辺、副町長、どんな考え方で進めたらいいのか。

それと、もう一点ここについては都市計画のマスタープランで、今どういう土地利用計画になっているのかお願いいたします。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 答えをいたします。

現在、この都市計画マスタープラン、これは平成27年3月に策定をしたものでございますが、この中では一応新センター用地につきましてはあちこち記述があるものですから、ちょっと。

○7番 今村好市議員 いいよ、簡単にまとめて。

○中里重義副町長 要は、いわゆる新センターにつきましては、公園等を核とした新たな町の顔にふさわしい施設等を検討していくというのが、この27年3月に策定しました都市計画マスタープランでの位置づけでございます。これは、申し上げるとおり検討していくということでございますので、現時点で、ではこうしようという方向性については、まだ町としての方針は定まっていないという状況でございます。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 庁舎を向こうに建てるというのが決まった時点で、マスタープラン変えたのではないの、変えていない。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 この27年3月のマスタープランは、新庁舎の建設位置の現在の位置への決定に合わせまして見直しをした結果が、先ほど申し上げたような公園等を核とした新たな町の顔にふさわしいという、そういったことでの位置づけでございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 新たな町の顔といえば庁舎ぐらいしかないのだよ。公園だけつくる話ではないでしょう。公園は要らない。板倉はもう全町が公園みたいなものですから、都市計画のマスタープラン上そういうふうに乗っているということについては、では町はそれに沿って検討しなくてはならないので、もうあれではないですか、3万平米なり3万6,000平米については考えたほうがいいと思うのですけれども、使う目的が今のところ、町民の要望についても私どもが考えてもちょっと見当たらないものですから、見直しの方向で検討したほうがいいと思うのですけれども、庁舎が完成してしまうのですから、どうですか、中里副町長、土地利用についてはプロでしょうから。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えします。

27年3月の時点では、とりあえず新庁舎の建設場所が決まって、現在の新センターの用地というのは庁舎の用地としては使用しないという方向が出たわけでございます。それに合わせまして、当時の考え方としますと、当然資源化センターもごみの広域処理が開始されれば使命を終えるということで、これは先週金曜日の一般質問でもお答えしたとおり、予備調査も平成25年度ですか、にやっております。その時点では、資源化センター、社会体育館的な利用目的の変更、転用も構造的に可能だというような調査結果が出ておりましたので、そういったものを念頭に置いて、公園という表現はとっておりますけれども、いわゆる運動公園的なそういった整備が考えられるだろうという、そういう前提で都市計画のマスタープランを、先ほど申し上げたとおり策定をしたということでございます。ただ、では今後北小それから南小の体育館等も、当然議員がおっしゃるように、いわゆる社会体育館的にも利用も見込めるわけでございますので、その辺ではやはり考え方を全体的に見直す必要があるのかなというところは、私も今現在感じております。

ただ、そういった中で、では仮に土地の処分ということもあるわけでございますが、実際では処分をしてどんな土地利用ができるのかということ、非常に土地利用に制限が、調整区域でありますので難しいというところがありまして、例えば売却とかそういった場合に、非常に土地利用の制限の中では売却も見込めるのかどうかということ、ちょっと厳しいところがあるのかなというところがあります。そういった中で、今後どういった利用を見込めるのかも含めて、いろいろ考えていかななくてはならないというふうには思っておりますので、いわゆる都市計画関係の制限等も含めて、いろいろ調査をしながら方向性を出していければというふうに思っています。したがって、必要に応じて都市計画マスタープランの再度の見直し、こういったものも考えていくという必要があるというふうに思っていますので、その点をご理解いただければと思います。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 土地利用上なかなか難しい調整区域であるから、難しいというのは十分承知しております。ただ、残土を置いているだけで能がない話なので、場合によっては新庁舎の電力ぐらいは、太陽光発電をあそこへすれば間に合ってしまうのではないかと思いますのですけれども、それは初期投資が必要だということもありますが、そういう使い方の転換も含めて、再度考えていただきたいというふうに要望しておきます。

それでは、次の公共施設の整備計画なのですが、これについては先ほどから議論されているとおり、板倉町の公共施設、老朽化したもの、再編しなくてはならないもの、場合によっては新しくつくらなくてはならないもの、例えば各公民館にある図書室を統合して、今回の再編の中で1カ所図書館という機能を持たせるのかどうかも含めて、財政的な裏づけもありませんので、今現計画については、いわゆる長寿命化が中心の計画だというふうに理解しておりますので、利活用だとか配置計画だとか、そういうものについては具体的に町独自の計画をつくって、財政的な裏づけもつくって、きちんとやはり進めていくことのほうがいいのかなというふうに思いますので、そういう意味の計画を、ぜひ課長会も含めてですが、きちんとつくる方向で検討していただきたいというふうに要望しておきます。それは要望にとどめておきたいと思います。

庁舎のことなのですがすけれども、開庁については何か決まったようなのですが、この開庁の時期について、たまたま2月1日が町制施行の記念日なのですね、2月1日。当然この辺で開庁という、式典はずれても何

でも構わないのですけれども、2月1日記念する日なので、ちょうど合併して、昭和30年2月1日ですから64年という節目のときに庁舎を開庁するというのは、誰が考えても考えられることなのかなということで、これについては検討した経過はありますか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまのご質問をいただきました、2月の開庁関係のイベントに合わせての誕生の式典等の計画ということでございますが、これまで……

○7番 今村好市議員 式典は構わない。開庁の日を2月1日という検討はされたのか。

○落合 均総務課長 スケジュール的に2月1日では間に合わないということでありましたので、その3連休、引っ越しの関係がありますので、2月1日の開庁ということは、検討はされておられません。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 誰もその話は出てこなかったのですか。物理的にだめだから、もうだめだよと。引っ越しについては、当然業者対応だと思えるのです。職員が引っ越しするわけではないでしょう、全部机なんかを持って行って。業者だったら、場合によっては夜でも夜中でも引っ越しなんていうのは可能だというふうに思うので、連休がないと引っ越しができないという話にはどうもつながらないと思うので、決めたことだから構わないと思うのですけれども、その辺の検討は私はしてほしかったなという部分があるものですから、一応話をしておきます。

それと、前から話ししております完成の報告についてはまだ聞いておりませんが、工期延長になって、建物または周辺整備、その辺については契約どおり完成をしたのかどうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

建築工事につきましては、11月30日の工期内に完了し、外構工事につきましては12月10日、本日完了予定であります。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 完了したということは、これから完了検査、町の完了検査もしくは建築確認上の完了検査、都市計画上の完了検査、消防法による完了検査、これについてはいつ終わる予定ですか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

消防法による検査については、本日12月10日にこれから行われる予定であります。また、12月12日には建築関係の完了検査、12月14日につきましては町の建築、電気、機械、非常用電源の町の検査、また12月20日には群馬県による開発行為関係の完了検査が行われる予定であります。また、12月21日には外構関係の町の検査という、そのような日程になっております。

○青木秀夫議長 今村議員、時間超えたのでまとめてください。

○7番 今村好市議員 はい。今年12月中に全ての検査が終わるということで、検査の承認通知というのは1月の中旬までには来ていないと、2月の開庁については間に合わないと思うのですが、その辺の日程の予定で、間違いなくそれはやれるのかどうかだけ確認して質問を終わりたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

群馬県の開発行為の完了検査、これが12月20日と申し上げましたが、これが終わりましたして建築関係等の検査済証が来る予定であります。日程につきましては、議員おっしゃるとおり1月中旬までには検査済証が発行されるということになると思います。その後、使用が可能になりますので、備品等の搬入という作業になります。

以上です。

○7番 今村好市議員 議長、悪いですね。もう一点だけ。

○青木秀夫議長 はい、どうぞ。

○7番 今村好市議員 庁舎できたばかりで申しわけないのですが、合併が並行して進んでいますので、もし合併してしまったらば庁舎何に使うのですか、中里副町長。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

もし合併ということになった場合には、現在の館林市役所の収容能力、そういったものから考えますと、やはりいわゆる機能を分散する必要があるということが、これまで協議の中で話として出ております。そういったことでありますので、万が一合併ということになれば、支所ないしは分庁舎という位置づけの中では、ある部門を新庁舎の中に配置するということになるのかなというふうには考えております。

以上です。

○7番 今村好市議員 ありがとうございます。当然……まだある。

○青木秀夫議長 追加の答弁があるそうですから。

根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 先ほどのお話の中で回答できなかった部分について回答させていただきます。

新センター用地の取得価格、これについては町が土地開発公社から買い上げた価格が平成22年度取得分です。約5億5,200万円ということになります。

以上です。

○7番 今村好市議員 ありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上で今村好市議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時03分)

再開 (午前10時15分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[2番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○2番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。番号2番、針ヶ谷でございます。一般質問通告書に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、災害対策についてということでございますけれども、この時期に災害対策かと思われる方もいらっしゃるかとは思いますが、町長の最初のご挨拶の中にも、今年1年いろいろと災害もあり、異常気象も続いてきたというようなお話があったかと思っておりますけれども、異常気象の原因を地球の温暖化とする研究者や科学者もいらっしゃいます。先日行われましたCOP24においても、まだ協定の締結まで至らず、なかなか改善策は進まない状況にあるというのもご承知のことかと思っております。

こういう状況でありますと、来年以降もやはり気象の異常化というのはとまらないのかなと。本町に関しましては、皆さんご承知のとおり水害において非常に神経を注がなければいけない地域性があるということでございます。これも町長のお話の中であったかと思うのですが、水害に対して問題があるのだ、問題があるのだと言うと、やはり人口減少の中、新しく町のほうへやってくる人、ニュータウンの販売に関しても悪いイメージがついてしまうのではないかなというようなお話もございました。というところも鑑みまして、板倉町はこういう状況であるけれども、いざ起こったときに安心して暮らせる町であるということアピールすることによって、100年に1度、1,000年に1度ということで避難マップのほうを今後考えていくというようなお話もありましたけれども、安全性を逆にアピールしながら、板倉町の環境のよさというのをあわせてうたうことによって、魅力あるまちづくりができるのではないかなということで、1年というのはいったい間に過ぎますので、この時期に災害対策についてのお話を伺うことにいたしました。重ねて2月に予定されております新庁舎の開庁に伴いまして、肝いりの防災ラジオの運用の開始というのもございます。南地区には避難タワーが建設されまして、利用が可能になったのではないかなという確認もございます。

もう一つは、議員研修で横浜のほうにあります防災センターのほうで体験学習をさせていただきました。それで、室内の中で降雨の状態から避難準備、避難勧告、避難指示ということで、ラジオやテレビで情報を流しながら、どういう対応をとりますかというような体験学習がございまして、いろいろ災害に対してはこれまで質問させていただきまして、確認もさせていただきましたけれども、なかなかそれを実践するに至らなかったという自分の反省もございます。そういうものも含めまして質問を重ねてまいりますので、ぜひご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず初めに、確認させていただきます。先日Jアラートの発信訓練があったかと思っておりますが、その際に私の携帯のほうにつながった時間が、9時発信だったわけですが、着信が9時7分、つまり発信から着信まで7分かかっている現状がございました。これ改善策というのにも必要なわけですが、防災ラジオを活用すると、この辺の状況というのはどのようになるのか、まず総務課長、答弁をお願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 Jアラート関係の通報があった場合は、自動でそういった放送、メール等は転送で発信されるようなシステムとなっております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 今の安全安心メールもc c 9へ発信基地を変えまして発信されたのかと思いますけれども、皆さんの着信時間がどうなっていたかわかりませんが、海老瀬が遠いのかどうかわかりませんが、9時発信の情報が着信9時7分ということで確認させていただきましたので、その辺もしミサイル等の発射を想定してのJアラートというのが概念的にあるのですけれども、ちょっと時間かかり過ぎかなと思います。せっかく防災ラジオを入れた場合に、そういうところの対処ができればありがたいなと思っています。これ庁舎を基地ステーションにしまして防災ラジオの活用が始まるということですが、今回の本会議でも契約台数の変更ということで発議されておりましたけれども、現在あれから多少時間は、台数だけの発表だったのですが、全員協議会において契約状況等の数字が出ていましたが、あれから契約状況のパーセンテージ等変更がございましたでしょうか、確認させていただきます。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 全員協議会の時点では、貸与の合計台数が4,520台ということでご報告させていただきました。その後、台数のほうの追加がございまして、12月5日時点では4,543台の貸与予定台数ということで、その後申し込みいただいた台数が増えております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 パーセンテージにすれば、大体8割弱ぐらいの数字になってくるのかなと思いますが、もともと防災ラジオを考えたときに、外部スピーカーを利用する方法もあるが、外部スピーカーであれば天候の影響を受けて、なかなか情報伝達が正確に行われない可能性があるのだと。そういうことで、手元で情報がとれる防災ラジオを運用しようということで始まったのかなと記憶しますが、そういうことを目的にすれば、この貸与率100%を目指してしかるべきかなと思ったのですが、今回そういう状況になりませんでした。そういう状況にならなかった理由があればお答えいただけますか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 当然町といたしましても貸与率100%を目指しまして、1台は無償貸与ということで申請をいただくということでご案内をさせていただきました。貸与申請をいただいた内訳でございますが、行政区に加入いただいている世帯につきましては、区長さん、行政区の役員さんを通して申請のほうを取りまとめいただきました。割合的には、先ほどの12月5日現在の数字で申し上げますと、行政区加入世帯で申請をいただいた世帯は87.16%、約87%でございます。このほかに必要ない不要届ということで届けをいただいた世帯が10.90%、約1割が必要ありませんというお届けをいただいています。

また、行政区に加入いただいていない世帯につきましては、貸与申請をいただいた世帯が33.53%、貸与

申請が33.53%、約3分の1、不要届が23.46%、必要ありませんという世帯が23.46%ということでございます。この内容、内訳を見ますと、やはり行政区非加入世帯の方、中には同じお宅で住民票を世帯上2世帯に分かれていらっしゃるようなお宅も含まれているということになります。あとはアパートに単身でお住まいの方、そういった方については、比較的今回申請をいただいた割合が低かったのかなというふうには考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 今回、開始に当たって貸与で貸与申請をしていただいてということで始まるわけですけれども、今後これ100%を目指すのかどうか。あるいは防災ラジオについてはこれで貸与を打ち切って、その他の方法も考えるのかどうか、その辺のお考えはありますか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 今回、行政区を通しての申請を取りまとめいただいたりとか、行政区に加入いただいていない世帯についても郵送でお送りいたしまして、返信用封筒を同封いたしまして郵送でお送り差し上げて、その後はがきで再度提出の確認のご案内もさせていただいた結果がこのような状況ということでございますので、これ以上やはり、本来であれば100%を目指したいところではございますが、これ以上さらに貸与の率を上げていくというのは、現実的には厳しいというふうには考えております。ということで、重ねて別の方法での災害の情報の周知ということでさせていただくようになると思います。

それと、先ほどのJアラートの伝達関係でございますが、針ヶ谷議員さんから9時ということでお話ありましたが、私の記憶では、たしか時間が11時ごろだったような気がします。11月21日水曜日の11時の発信ということでありました。これは、全国的に国から一斉情報が行われまして、テストで実施されたものです。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 済みません、確認。メールをとっておいたつもりだったのですけれども、消去してしましまして、ちょっと記憶が定かではなかったのですが、午前中だったなという記憶で、以前9時ごろのものがあったものですから、それがイメージついたかな。ただ、11時ちょうどの発信でしたけれども、私の手元に届いたのが7分時間がかかったということは、これは誤解ではございませんので、申し上げておきます。

もう一つ確認なのですが、戸籍課長にお願いします。今の総務課長の答弁で、行政区加入世帯、非加入世帯とありましたけれども、住民登録をしている人たちというのは今の中に入るのだと思うのですが、それ以外で板倉に在住されている方というのは存在していますか。住民登録をしないで板倉に生活をなさっている方は。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、窓口としましては登録してある方を把握しておりまして、登録されていない方については把握のしどころがちょっとつかめないというような状況であると思っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 学生時代に、やはり私なんかは免許取得の関係がありましたので、田舎のほうから群馬県の前橋のほうに住所変更させていただいたのですが、中には実家に住所を置いたままアパート暮らししている人たちもいたのかなと記憶するのですが、どこかの漫才師ではないですけども、あれから30年ですから、何か方法が変わったのかもしれないですけども、印象としまして、そういう方も中にはいらっしゃるという印象なのかどうか、そこだけ確認させてください。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、現状としてそういう方もいらっしゃるというふうには考えております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 課長、ありがとうございました。

本町関係ですと東洋大学がありまして、東洋大学に通う生徒さん、あるいは各企業への訪問者で、今年オープンしましたトライアルスーパーさん、あそこも県外から、時間帯は一定ではないですけども、お客さんが見えているというような状況でございます。つまり、本町に住居を置かない人たちが町内に滞在する時間というのが多いという部分もあるのかなと認識しております。

そうした場合に、先ほど確認いたしました町民であっても防災ラジオに非契約の状態の人、もしくは防災ラジオの情報を得られない状態にある人たちに対して、有事の際にどういう対応をとっていくのか。これが自治体に責任があるのかどうかを含めましてお答えいただければと思います。総務課長、お願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 今ご質問の防災ラジオをご利用いただけない住民の方に対する対応ということでございますが、この点についてはこれまで同様に自主防災組織、区長さんを通じた自主防災組織の連絡網、またいたくからお知らせメール、それと役場や消防団車両による車両広報と、ケーブルテレビとの情報連携による情報提供、それと先ほどもJアラートというものも出ましたが、携帯電話会社のほうでエリアメールというものも災害情報で活用ができます。そういったもろもろの手段を通じて広報させていただくということで考えております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 では、基本的な考え方としては、今まで実行されている、そういう伝達ツールの中に防災ラジオがプラスアルファとして加わるというような考え方でよろしいということでしょうか。

自治体の責任がどこまでに及ぶのかというのが、私としてはなかなかわかりづらい部分があるのですけれども、とりあえず町内に滞在している人たちについては有事の際に安全を確保する義務というのも自治体には含まれているかなと思いますので、その辺の対応のほうも含めてこれから計画をしていただければありがたいかなと思いますし、防災ラジオにつきましても防災無線的な活用以外に、そのほかにも情報伝達の方法として活用する方法があるというようなお話も伺っています。地域を絞ったりとか放送内容を工夫したりとかということではありますが、それは今回はちょっと省きまして、防災ラジオについてはこの辺で終わりにした

いと思います。課長、ありがとうございました。

続きまして、(3)番、小中学校での指導はどうなっているかという点ですが、先ほども話をしましたけれども、私がやはり知識はあっても実際に行動に移す際に行動に移しづらい部分、ということは身につけていないという実感をしました。やはり小さいころからのそういった教育を含めまして、体感的に自分で認知をしていくという、そういう経緯が必要ではないのかなと改めて思いましたので、こういう質問をさせていただきます。現在、小学校、中学校におきましては、年間計画としましてどのような災害に対しての指導が組まれているのかお答え願います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 それでは、ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

現在、小中学校で行っている災害教育といたしましては、地震とか火災が発生したときの対応について指導しております。子供たちが在校中に災害に遭ったときに、いかに安全に帰宅させるかとか、あるいはどういう避難をするかとか、そういう部分についての指導というところも踏まえ、訓練をしているところでございます。

具体的には、避難訓練等あるわけでございます。また、保護者も含めた「児童引き渡し訓練」、こういうものも実施をさせていただいているところでございます。また、学習面におきまして、4年生において「安全な暮らし」ということで、火災、火事や消防の仕事とかを学習したり、あるいは水防の関係、水害に関しましては、「水防学校」ということで板倉町の水害の歴史、あるいは利根川、渡良瀬川の治水について学習をしたり、降雨体験車を使った災害疑似体験等を行っております。また、ハザードマップを利用した水害について児童の意識を高めるという学校も中にはあります。さらに、それだけではなくて、今社会科の副読本ということで、板倉町ではこういう形で3年生、4年生が「わたしたちの板倉町」ということで副読本を利用しておりますが、これが32年に改訂版となります。したがって、来年31年度編集作業を行うわけでございますけれども、今までこの中には交通事故から自分の命を守るということは入っていたのですが、災害の関係が入っておりませんでした。そういう関係で、「自然災害から命を守る」というようなテーマで、この中に加えて学習していきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 今年の西日本豪雨災害で、本町と同じような状況に置かれた真備町でしたか、やはり避難勧告等での行動の遅れによる被害者、被害の拡大というようなことが話題になったかと思えます。なかなか頭ではわかっていても、いざそれを行動にとるときに、なかなか動きづらい。まだ大丈夫だろう、まだ大丈夫だろうという自己判断のもとに逃げ遅れてしまうというようなことがあるのかなと。これは、年を重ねれば重ねるほどそういうものが増えてくるのかなということを今回学習させていただいた状況でございます。

それに対しまして、子供たちというのは、やはりまだ脳みそがやわらかい状態でありまして、吸収力もあります。今のうちにそういった知識と体験、イメージづくりというのをやっていながら、やはり子供が「逃げよう」と言う家庭で、「まだ大丈夫だ」というようなところというのはなかなかいらないのかな

と。お子さんがいる家庭においては、子供が率先して避難を誘導できる人材になり得るのかなと考えます。地域においては、なかなかほかの家庭までというのは難しいかと思えますけれども、やはり周りが動き出せば意識をするものだと思いますので、ぜひ今事務局長答弁いただきました内容を十分子供たちに浸透させていただきながら、そういう避難誘導を实践できるような子供たちを育てていただきたいなど。

ただ、今の内容でいろんな資料を使って学習を進めていかれるかと思うのですが、やはり私がイメージするところで、避難準備、避難勧告、避難指示というような段階的な指示が出されるわけですが、それが現実でどういう状態であるのかと。被害というのはこうなるのだよとか、あるいは避難準備、避難勧告、避難指示という指示が出たら逃げる準備をするのだよというような、そういうイメージづくりというのはできるかと思うのですが、実際に利根川がどういう状態であるのか、渡良瀬川がどういう状態であるのかということですね。だから、どれくらい自分たちに勧告が出た時点で身に危険が迫っているのか。もう指示が出た時点ではこういう状態だから、もしかしたら逃げ遅れるかもしれないのだよというような部分を意識的に、余り恐怖感を与えるというのも教育上はよろしくないかと思えますけれども、今いろんなビジュアル的な機材が豊富にそろっておりますので、その辺を工夫しながらイメージづくりを高めていただければと思いますが、その辺についてお考えをお願いします。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 お答えを申し上げます。

ビジュアル的なところでございますけれども、今小中学校に指示、検討していきましょうというふうに投げかけてあるのが、要は出前講座で町の防災担当のほうで学校のほうに出向き、そういうふうに出向きの状況でこういう講習をしているのだよというようなところと、こういう段階になったときには避難をしなければいけないよとか、やはり今針ヶ谷議員がおっしゃったとおり、要は率先避難者ということだと思っておりますが、そこがなかなか一番難しいというところでございます。

また、町では防災ラジオが配られますので、今学校でやっている訓練とかは学校にいる間の訓練ということになってくるわけです。それが、今度は防災ラジオによって各家庭に勧告、指示、そういうものが出てきたときに、できれば小学生、中学生、この年代が率先避難者で、家族に「学校で習ったんだから、この時点で逃げなきゃいけないんだよ」とか、そういうものも大事になってくるのかなというふうに考えております。そういった中、先ほども申し上げましたけれども、防災講習会的な出前講座等を活発的にやればなということで、校長等には投げかけてあるというところでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ぜひ今の答弁をもとに実践を積んでいただきまして、いい結果が出るような方向に進んでいただければと。ちょっと時間を置いて確認のほうをさせていただきたいと思っておりますので、今日はこの辺で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、(4)番の避難タワー、これは南地区に建設がされました鉄骨の避難タワーについてですが、建設費の確認をさせていただきたいのですが、完成したと思うのですが、トータル幾らぐらいかかったのか。これはどちらがよろしい、企財課長がいいですか、総務課長でよろしいですか。では総務課長、お願いします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 建設費の関係でございますが、当初は契約金額は税込みでございますが、2,268万円でしたが、実際現場に入りまして、杭工事等の関係で支持層への根入れの確認等の作業が生じまして、このため追加の工事費が発生した関係で、1度変更がございました、金額の関係で。最終的には2,436万4,800円ということで、工事のほうの金額となりました。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これ想定人数は、計画段階では50人の利用を見越しているということだったのですが、その人数でよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 そのとおりでございます。済みません、100でございます。50平米で100名ということでございます。失礼しました。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 立地条件からすると、第10行政区の地内に建っているわけですから、メインでお使いになる住民とすれば第10行政区の方かなと思います。これ第10行政区、ただいま700人弱の方がお住まいかなという認識なのですけれども、お話伺っていますと、これ町長も含めて最終避難所、緊急避難所というか、最終的に逃げ遅れて行き場所がない人たちがそこで命を助かる道を選ぶのだというような説明があったかと思いますが、現状もそのような考えでよろしいのかどうか。もしくは、このタワーについてはどのような運用計画を持っていらっしゃるのか。現状でわかる範囲でお答えいただければと思います。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 今、針ヶ谷議員さんがおっしゃったとおり、当初の計画どおり、まずは広域避難ということとか、避難所へ水平避難をしていただくということでございまして、最終的に逃げ遅れた方について、命からがら避難していただくための垂直避難の施設として、最終的な避難施設ということで設置をさせていただいたものでございます。

運用関係につきましては、まだ工事のほうが完了して検査のほうも終わったばかりでございますので、平時は鍵をかけて出入りはできないような運用とさせていただきますが、災害時の解錠については、また行政区の役員さんも含めまして、当然町のほうの職員も対応させていただきますが、今後の運用については再度地元の方への説明等も含めまして、再度のそういった部分も含めまして検討してまいります予定でございます。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 なかなか最大限利用してというような施設ではないかなと思うのです。できれば利用しないで済めば、それでいいのかなと思いますので、運用計画のほうよろしくお願ひしたいと思います。

(5) 番の被災時に太陽光発電(売電)を利用できないかということですが、これは今町内にいろいろ太

陽光施設が建設されています。過日も発議の中で、町道廃止に伴う土地の利用ということで、これも太陽光発電を見越した町道廃止議案だと思っているのですけれども、板倉町これ休耕地、遊休農地を含めまして、土地の利活用というか再利用というか、いろんな問題がある中で、この太陽光に切りかえているような場面も多くあるのかなと思うのですが、産業振興課長にお尋ねします。これ田や畑という地目別の取り扱いがあるかと思うのですけれども、これ田、畑で、その利用に関しては違いがあるのかどうか。あるいは、申請上どういった問題点があるのかどうか。

あとは、田んぼを活用するに当たってちょっと懸念されるのが、やはり治水力なのです。田んぼの持つ治水力が、太陽光発電に切りかわるに当たると、大体の土地で防草シートなるものを張って草の除去の軽減化を図ります。その際に、水の浸透力というのが低力化するのかなと思ひまして、その辺の部分についても法律等で規制があるのかどうか。その3点についてお答えいただけますか。

○青木秀夫議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 針ヶ谷議員お尋ねの太陽光発電、田、畑、農地の設置、何か制限があるのか、また田、畑で利用に違いがあるのか、そのほか法律的な制限というご質問だと思います。

まず、確かに先日も農地の太陽光発電の計画があるというような内容がございました。まず、第1に農地を農地以外に転用する場合ですけれども、農地法に制限がございまして、4条ないし5条の転用の申請、また許可が必要になってきます。こちらは、群馬県知事の許可になります。基本的に農地に太陽光発電の施設が設置できるかどうか、その農地によりまして、やはり農地の違いで設置できる農地と設置できない農地がまずございます。農振農用地、いわゆる青地と言われている農地につきましては、こちらは設置ができません。そのほか甲種農地、1種農地、こちらにも設置ができません。

では、どういう農地であれば設置ができるのかということですが、これは田、畑問わずということですが、まず白地であること。そのほか10ヘクタール以上の広がりがないことというようなことで、農地の種類といたしましては、第2種農地以下でないとい設置ができないと。その上で転用の申請がございしますが、先ほど群馬県知事の許可と言いましたけれども、太田の土木事務所におきまして計画の申請図面、また建物の設置ということですので、都市計画上の建築の制限等を勘案いたしまして判断をするところでございます。板倉町の農地のうちの白地、全体で農地中の1割程度、それと10ヘクタールの広がりがないということで、非常に限られてくるということでございます。

治水力のお話が出ました。また、防草シートの状況があるということですが、こちらにつきましても計画上、排水処理をどのようにするかというようなことも申請で必要になってきますので、総合的な判断で、これまで出てきた中では、許可になったものについてはそういう条件をクリアしているというふうに認識してございます。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 それでは、今の現状においては計画的に行われているので、治水力を含めて問題点は今のところはないのだよということよろしいでしょうか。

○伊藤良昭産業振興課長 はい。

○2番 針ヶ谷稔也議員 課長につきましては、以上でございます。ありがとうございます。

それでは、これは東地区の住民からの問い合わせもあったのですけれども、県の企業局が建設いたしました板倉ニュータウン内の太陽光発電所についてですけれども、これ東西に分かれておりまして、最大出力が2,268キロワットということでホームページ上は記載がございます。この電源が、災害の状態にもよろしいのでしょうか、その災害が起きた時点で利用が可能であれば生活電源として利用できるのではないのか。今、売電でほかに電気が行っているけれども、これを町の中で利用することはできないのかということ、近所の住民の方からお話を伺うことがございます。これにつきまして、法の制限ですとか、その他もろもろ問題があるのかどうか。これは総務課長でよろしいですか。課長、お願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、災害時ということでございますので、私のほうで答弁させていただきます。

ご質問いただきました板倉ニュータウンの太陽光の発電所でございますが、ご存じのとおり所有者は群馬県企業局の発電課でございますので、こちらに産業振興課を通しまして確認させていただきました。その内容でございますが、この発電所で発電した電気は、再生可能エネルギーの固定価格売買取得制度を利用して、全量を東京電力さんへ売電されているということでございます。したがって、現時点では災害時の利用はできないという回答でございました。全量を東電さんへ売電されている契約ということであります。

また、技術的な面もございまして、現在の太陽光発電所の発電した電気は直流電流ということであります。これを家庭での使用にするためには交流電流に変換する必要があるため、変換装置が発電所内に設置されておるといってございます。この変換装置でございますが、平常時は交流電流で動いていますので、電力会社から電気を買って、変換装置を動かして直流電流を交流電流に変換して東京電力さんへ売電をされているということでございます。したがって、この変換装置が停電した場合には、変換装置自体が動かなくなってしまうということで、発電した電力が直流から交流に変換できない状態になってしまうということがあります。

ご質問の災害時の太陽光の発電時でございますが、変換装置に自立運転機能を持った装置というものもあるそうでございますが、この装置の場合は停電の際も発電をできるということでございます。変換もですね。しかし、この板倉のニュータウンの太陽光発電所につきましては、この自立運転機能の装置がない変換装置が設置されておるといってございまして、停電時は残念ながら発電はしていない状況ということでございますので、被災時の利用はできないようなシステムになっておるといってございます。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 各家庭の屋根上についている発電システムも、家庭内で使う場合と売電する場合は切りかえが必要な種類もありますし、今回も今課長の説明でありましたように、太陽光パネルで生み出した電流を交流に変えるためにパワーコンディショナー、変電機というのですか、それが必要であると。これは、生み出した直流で動かせるタイプもあるけれども、今のニュータウン内の発電所では交流タイプであるために、通電がないとパワーコンディショナーが作動しなくて発電もできないし、それを送電もできないというような状況にあるのかなと思います。

また、一般家庭におきまして、災害時どういう状況に、今自宅のブレーカーを落として避難してくださいみたいな指導がありますけれども、どういう状態にあるのかもわかりませんので、いきなり通電されてもという部分もあるのかなと思って、その辺は私も感じてはいるのですけれども、ただあそこに非常に有力な発電施設があるのに、利用したいときに利用できないというのもちょっともったいない部分もあるのかなと思うのですが、副町長、お尋ねいたします。これ今の段階では、企業局は当然に全量売電という形態をとってらるわけですが、町から最低でもそこで非常時の充電、この間もやはりスマートフォンの普及によって、スマートフォン会社のシステムが壊れて非常にテレビなんかでも騒いでいたのですけれども、いろんな情報伝達、あるいは安全確認等のツールとしてスマホ、あるいはラジオなんかは電池で動くのもあるのですけれども、直接電気を補充したいときに、そういう発電施設内で電気を供給できないだろうか。そういった部分で、県の企業局と話し合いを持って協定等を結ぶということは可能でしょうか。いかがでしょう。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

いわゆる機能上の問題、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、パワーコンディショナーが自立能力のないものということでありますので、議員がおっしゃるような、これ多分蓄電池を利用するような方式ということで理解させてもらってよろしいと思うのですが、蓄電池への充電ということになりますと、その辺での設備がどんなものが必要になるのか。私も電気の関係は素人でありますので、今後そういった面では、その可能性については企業局といろいろ話をさせてもらって、来るべきときに使えるような体制、これをとっていく必要があるというふうに考えておりますので、今後機会を見ながら、その辺企業局ともいろいろ話をしながら、進められるものであれば進めるべきというふうに考えておりますので、多少時間もかかるのかなと思いますが、ご理解いただければと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。今、蓄電池がやはり一番の課題かなと。小型軽量化と機能、充電量、どれぐらいの充電量を担保できるかというような部分。ただ、技術のほうは日進月歩で進んでおまして、今持ち運びのできるような蓄電池も開発されているようでございます。緊急時に、やはりその天気云々、ゼロということは、太陽光発電の場合はゼロ量発電というのは機械が壊れていない限りはありませぬので、幾らかの発電をしますので、蓄電池に蓄電できれば一般家庭あるいは住民の利用が可能なのかなと思いますので、先ほどの答弁来、ちょっと話し合いのほうを持っていただきながら、可能な限りで進めていただければと思いますので、これが板倉町のイメージアップにつながって、ニュータウンの売買に直接つながるかどうかわかりませんが、何かあったときに板倉町で生活していても大丈夫だというような保険にはなるかと思いますが、ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2番、館林市との合併協議についての質問に移らせていただきます。先日通知がありまして、今月の21日ですか、第14回目になるのですかね、13回目になるのか、合併協議会の開催予定があるようでございますが、これ2年がたったのかなと思うのですけれども、合併協議の開催については期限があるのかどうか。いつまでに調定しなければ、何かの権利がなくなるのかどうか。そういった縛りについては、これ企

画財政課長でよろしいですか、お願いします。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

館林との合併協議についての期限の質問であります。これについては総務省の考え方につきましては、自主的に合併を選択する市町村を支援するということでもありますので、期限というのはありません。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 明確に規定をされている期限というのはないということですか。これは調定を結ばれば、合併特例法というのは、今後もそれは生きていくという認識でよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 合併特例法、市町村の合併の特例に関する法律であります。これについては平成32年3月31日までということで、現行ではなっております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ということは、合併特例法の特例措置を受けるためには、32年3月31日までに形を見ないと、合併が成立しないと特例法の恩恵は受けられないという認識でよろしいかと思えます。

いつまでかかるか、今のところちょっと見通しが立たないわけですが、これ企財課長に聞いても、ちょっと答弁には困ると思えますので、企財課長への質問はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

(2)番に移ります。前回の9月の定例会の質問の中で、協議会へ民意を反映できているのかという質問に対して町長答弁で、出席の委員さんが代表して民意を協議会に発信をしていただいているような答弁がございました。私ちょっと気になっているのが、協議会へ出席されている委員の数がちょっと気になるなと思っております。当初から首長、副首長を代表としまして、監査まで入っているのですかね、同数でということやって、あとJAの組合長と代表発議者ですか、ということで組まれていたと思えます。ただ、板倉の場合、代表発議者と議長が兼任をしている場面と、あと議会では3委員会の代表が協議会へ出席するというような約束事がありまして、委員長が兼務をしている場面がございますので、今のところ3名枠はあるのですけれども、2名しか出ていないという実情がございます。

こうした場合に、よく町長おっしゃられるような、民主的な方法で決議する際に数の論理というのがあるのだよというようなことをよくおっしゃっているかと思うのですが、その面において何かで拮抗したときに、板倉町というのが今不利な状態にあるのではないかと考えますが、それについて町長のお考えがあればお聞かせいただけますか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 針ヶ谷議員がどうのことを想定しているかというのもちっとわからないところもある

のですが、板倉町の自由意思で、先ほど言った兼務をしたり、発議者と議長の関係というのも一定の時間内で限りがあるわけですね。それが有利か不利かということは、有利に考えられる場合もありますし、不利に考えられる場合もあるのだらうと思っております。

いずれにしても、農協の関係につきましては、農協を代表してお一方をそれぞれ自治体が出すという、過去のどうするかそれを、その話し合いのときに、農協自体は1市1町どころか1市5町ですか、大泉まで含めて邑楽郡が一体になっているわけですから、農協の代表する2人が出てきて、例えば板倉と館林出てくるにしても、その出るところの本体が合併をさんざん議論して合意をした1つの団体になっているわけですから、板倉へ出てきた代表者が合併に対する反対意見を言い、館林へ行った人は賛成意見を例えば言うという意見の不一致はないであろうというようなことで、両者で、両自治体で1人でいいだらうとか、その時点で考え得るさまざまなケースを想定しながら、有利、不利というのは余り考えずに、このいわゆる枠でいいだらうということで、館林市の当時の安楽岡市長からもこれでよろしいという合意を見た関係で、その後には先ほど言った自治体の事情で起こっている問題ですから、不利だとすれば自治体で、当方で改善をすればよろしいでしょうし、改善の動きが見えないということはどう判断をしているのかということも含めて、それを私自身が首長としてどうのこうの言えないわけですね、決まりとして。

よく一番冒頭、合併協が設立された当初、新聞、マスコミ等では館林に対して、館林は合併協議会委員が皆賛成ではないかと。賛成者だけで合併協議というのは成り立つのかという、館林に対しての強い質問等もあったようであります。それに対して館林がどう答えていたかということ、館林の議会の中で賛成多数ということですから、合併するという方針を打ち出したわけです。ですから、反対をする人は合併協議会の役員には入れないというようなものがあったように、私自身は非公式に捉えています。館林の協議ですから、どういふ協議をしても、我々が口を差し挟むものではないということ。

それに対して当方は、例えば庁舎建設であろうが、全ての町全体で目的を定め、取り組むときには例えば議会から3名とか5名とか、あるいは体育協会長さんとか農業委員会長さんとか、いろんな団体の代表を出すわけですので、これに余り作為的に、私が例えば推進論者であっても、作為的にやることは非常に不公平であるということ踏まえ、例えば議会から5名とかということ、それは議会に一任をさせていただいたものです。結果として、議会とすればどちらの委員が多かったか、それは委員が見ればわかるということで、そういう意味では板倉町のほうが合併は発議もしましたが、やはり余り作為的にいじらず、皆さんの流れの方向で、私自身も個人的には賛成ということでは、推進したほうがよろしいかなという論者であります、一定以上個人の意見を町長として口も、独裁的にもなってしまうということも含め、そんな対応をして今日まで参っております、答えになるかどうかは、そういうことでございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。現実として構成員で、こちらの事情なのですけれども、2名少ない状態が続いているということは懸念されるべきかなと。議会も含めまして、ちょっと改善に当たればなと思っております。

最後の質問に移ります。町長の選挙公約である合併推進と給食費の無料化を両立することは可能なのか。何が言いたいのだという、町長なんかは思っているらっしゃるかも、思いませんが、町長が3期目当選されて2年が経過したのですか、その記憶もだんだん薄れてくるのですけれども、町長選の際に候補者

が2名でしたので、お互いに公約を立てて、そこで有権者の支持を仰ごうというような動きだったかと思えます。町長は、給食費の無料化、合併推進、今度完成する町の庁舎については現状で建設というような3本の柱があったかなと思っています。一方、もう一方は給食費の無料化、これは同じだったのですけれども、合併については検討、庁舎については縮小もしくは再検討というような、そこでちょっと両氏の違いが出てきたのかな。結果的に町民は現町長を支持をして、2年が過ぎたというような現状があるかなと思えます。

ただ、合併協議会の今の状況を見ますと、給食費の無料化が合併協議会の推進、合併の推進のちょっと足かせ手かせではないですけれども、妨げになっているようなニュアンスが生まれてきているのかな。これ合併協議会が立ち上がった後の町長選挙、時間的な経過からするとそれでよかったかなと思うのですが、その際に合併協議会立ち上がった後で給食費の無料化が出てきたのかなと記憶しますが、この辺は記憶違いではないですよ。

○栗原 実町長 そのとおりでございます。

○2番 針ヶ谷稔也議員 いいですよ。

町長のお考えの中で、この給食費の無料化が後々この合併協議会で取り上げられた際に、問題となって停滞するのではないかというようなお考えが当時あったのかどうかお答えいただけますか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当然私は、館林は合併をするということになれば、サービスはいつも言っているように高いほうが原則ですから、これは全国的な過去の合併の成功例の5原則ということで、成功した例の中の2番目。2番目というのは、1番目が一体化を目的とする、一体化をするために合併する。そうでなければ全く始まらないですね。それは目的。5項目の中の2項目めからが、どういう手段をとったら合併が成功したか。理屈ではなく、いいとこどりするのだよと。いいとこどりをすれば、後々必ず財政は膨らむわけですから、その時点からね。財政論は後から考えればよいという、そういう順番が、これが大原則なのですよというのが出ていますけれども、それらも私は当然そういくべきだろうと、いくはずであるということを考え方の中には持っておりましたから、今の現在については、そういう意味では逆に給食費を下げてまで合併をできない、それはとんでもない、するなんてとんでもないわけだというようなことで、我々とするとうそういうサービスの低下、これは給食だけではないですけれども、後々質問があれば答えますけれども、そういう意味では賛同できないという、逆にそれが原因になっているということは言えようかと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員に申し上げます。時間を経過しておりますので、簡潔にまとめてください。

○2番 針ヶ谷稔也議員 最後1点町長にお聞きして、終わりにしたいと思います。

給食費を無料化することによって、新聞でも取り上げ、最近数字が出てきましたけれども、3億円という数字が出てきています。これは、給食費の無料化を考えたときに館林が負担する金額というのは想定ができていたかなと思うのですが、それを館林が出せるかどうかというのを考えて、一方は合併、給食費の無料化に重点を置いて合併協議を少し考え直しましょうと。反対に町長は、合併は推進しながら、先ほどの論理ではないですけれども、給食の無料化も実現が可能なのだというような論理で進まれたと思います。ただ、今のところ、現状だけ見させていただくと停滞をして、給食の無料化が足かせになっているとなると、この両立を推進していくことが本当に可能なのかどうか。逆に言うと町長の公約が守れない状態が生まれるのでは

ないかと思うのですが、その辺について今のお考えをいただけますか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そんなに難しく考えていないのですね。公約を守ろうというつもりで一生懸命話し合いをしているわけです。守れるか守れないかというのは、常に相手があることをございまして、こちらから破るというつもりはないのです。給食と、いわゆるそういう今まで言ってきたことの不合理性、合理的に要するに全く不合理になっているわけではありません。結果として相手が全く歩み寄りがないということになれば、それは話し合いが成立しないということになるかもしれません。ということも含めて、冒頭本議会の挨拶でも申し上げましたが、今の現状はそういう意味では、ある意味では山場に来ているということでありまして、不合理を不合理としながら合併していくということこそ公約違反になるわけですから、そうやって望ましいと思って一生懸命推進しているのですけれども、相手が理解が、要するに相手もこちらもということになるけれども、意見が合意ができなければ、これは合併は必然的にできないと。壊すとか、公約違反にはならない。話し合ったけれども、一生懸命やったけれども、その結果としてどうしても相入れないものがあるということで、そのほか今板倉町では、約おおむね考えられる面で6項目を難しい面があるであろうと。比較的大きいものでは給食費の問題ですが、ちょこっとだけ、何分もかかりませんからね。

○青木秀夫議長 町長、時間が過ぎているのでまとめてください。

○栗原 実町長 学校給食の関係、それから子育て支援金との関係と、これは大きく一くくりで子育て支援金、それは細項目になると約10項目近くあるでしょう。そのほか行政区の合併に関する関係、それから退職金積立金の一元化の関係、あるいは都市計画税の関係、それから合併協議開始時点での両自治体の計画事案の先々の優先的な担保とか、いろいろこういった問題点もうちの町は、要するに基本的には合併するための条件ですよということを提示してございます、館林に。そんなものの答えが、まだ幹事レベルとか担当者レベルの問題だと言われている部分もありますが、ずっと難航しているということでありまして、総じて合併は進めたい。でも、こちらの思っている形が相手が受け入れないとすれば、それはできないというほかないという、それ以外にないのではないのでしょうか。それが、合併を推進しなかったとか、両立を結果的にはしなかったとかという、初めから両立をするようであれば、協議会も何も設置する必要もないわけですし、という考え方で現在はおります。

近いうちに皆様方の意見を拝聴しながら、多分方向性を、余りもうだって2年もたっていて、この先どのくらいになったらという目安が全くつかないのに、だらだらという形にもいかないだろうし、説明責任だつて多少はいつかしていかなければならない。もうそういう時期にも来ているということも、私は責任者の一人として判断をしつつあるという時期に入っていると思っております。

以上。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 以上で終わりにしますが、町長へ票を入れた方々は、これが両方うまくいくことを望んでいますし、中には約束したことをやってくれないと批判を受ける場面が出てくるかと思っております。

○栗原 実町長 相手があるので。

○2番 針ヶ谷稔也議員 相手云々ですが、いろんなことをパワフルに解決できる町長ですので、前向きな

活躍をお祈りいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩します。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時21分)

再 開 (午前11時30分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告7番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は60分です。

[4番 亀井伝吉議員登壇]

○4番 亀井伝吉議員 議員番号4番、亀井です。よろしくお願ひいたします。通告に従いまして、質問させていただきます。

最近になって、マスコミでも発達障害について取り上げるようになりましたが、どのような障害のことを発達障害と言われるのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの質問につきましてお答えをいたします。

発達障害とはどのような障害かということでございますが、発達障害者支援法によりまして、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害でありまして、その症状が通常低年齢で発現するものと定義されております。これは、生まれつきの脳の発達の偏りによる障害でありまして、その症状は外見からはわかりにくく、周囲とのかかわりがうまくいかないこともあり、社会生活に困難が発生するというような障害でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 いろいろとそういう障害があるのですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいのです。これは町民の方に周知するというか、発達障害で結構悩んでいる親御さん、また子供たちもいますので、もう少し詳しくわかりましたらお願ひしたいと思うのですけれども。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 そうしますと、もう少し具体的な症状ということでお話をしたいと思います。

その症状につきましては、さまざまな面があるのですが、具体的に言いますと物の見方の幅が狭く、物事に強いこだわりがあるといった症状。あと、急な変化への対応が難しい、こういった症状もありますし、あと感情や行動をコントロールすることが自分では難しいため、集中力がない、忘れっぽい、落ちつきがない、また突発的な行動をする、あと言いますと光や音、さわり心地に過敏であったり、逆に痛みや刺激に鈍感であるといった症状があります。その中でも知的な遅れがあったり、知的な遅れがない場合でも、ある特定の

ことが苦手、学習等が苦手な場合もございます。

以上です。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 今お答えいただきましたように、いろいろと障害があるわけですが、これもCTだとか、またMRIという画像、映像等の検査では異常を見つけることが難しいということだそうです。そういうことで、これに気づくのはいつごろ気づくのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 気づくということなのですが、早期発見につきましては、保健センターで妊娠届の時点から個別の相談を行い、個人に寄り添う支援を心がけております。妊娠届からのかかりによって、出産後も気軽に相談していただける関係構築に努めております。

気づくのは、乳幼児健診児に保護者から社会性やコミュニケーションなどが順調に発達しているかの聞き取りや、会場においてのやりとりの中で実際に確認することで、早期発見に努めているような状況でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 親御さんたちが早目に気づいて相談するということなのですが、その気づいたとき、また相談して、行政としてはどのような支援といたしますか、また相談も窓口が県中央に行かないとなかなか相談できないという、そういう親御さんたちの意見もありましたので、その辺も含めまして相談等支援の方法、対策をお願いしたいと思います。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの質問ですが、実際に乳幼児健診等で異常があった場合等につきましては、異常というか、まずは問診票等で、あらかじめ1歳半健診とか3歳健診のときに、そのお子さんの状態を問診票とかで確認するとともに、その会場で実際確認をして、もしも専門職の対応が必要な場合は、まずは町が実施します発達相談や親子教室へとつなげ、必要に応じては医療機関や療育機関への紹介を行っておりますので、保健センターに相談をしていただければ、そういった発達相談の会場では専門の方が来まして相談を受けたり、そこでまたそういった専門の療育機関とかを紹介されることもありますので、保健センターに相談をしていただければいいかなと思っています。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 保健センター等で対応していただけるということですが、町内でも1人や2人ではないと思いますので、またそういう子供たち同士がコミュニケーションをとり合えるような、そういう支援も必要かなと思います。もう少し、県まで行かなくても済むように、広域でとか、そういう対応も必要かなと思います。今までも何かそういう発達障害者同士のサークルといたしますか、そういうコミュニケーションの場を設けていた経緯があるそうですので、その辺の対応といたしますか、またそういう発達障害で小中学生時代にいじめに遭ったり、また就労に関してもいろいろと問題で、なかなか就労ができないという面もあると思いますので、その辺のサポートですか、どのような考えでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 ただいま支援ということでの質問だったのですけれども、この発達障害につきましては、健康介護と福祉課のほうで連携を密にして実施しているようなところがございます。特に先ほど健康介護のほうからありました早期での発見というところでいきますと、福祉課においても保育園等で集団生活の中で発達障害というのが比較的気づきやすいということで、そういった場合には保育士のほうから保健センターのほうに相談を促してみたり、保健センターと福祉のほうがまた連携をとる中で、その中で医療的なケアが必要だということであれば、福祉のほうのサービスを利用して、専門機関だとか医療機関に相談を持っていただく。

それと、先ほど議員がおっしゃられましたように、ある程度年齢が大きくなって就労での部分ということですと、大人になってからですと就労へ移行できるような福祉のサービスだとか、就労が継続できるような、そういうケア等も実施しておりますので、その辺は状況に応じた中で、健康介護と福祉のほうで発達障害者の方とできるだけケアできるようなことを実施しているというような状況でございます。

ただし、この発達障害も歴史が浅くて、まだ対応も決して手厚い状況ではないという中で、個人の症状の差もかなり大きいということで、ケアの仕方が難しさもあるというジレンマもありますので、そういった中で一番いいことを検討していければということと、あと先ほど健康介護課長のほうからありましたけれども、知的な部分での問題というのもありますので、かなりデリケートな問題というふうな捉え方をしています。ですから、例えば行政側が積極的に発達障害の方を発達障害だからとピックアップして、ではそれをサークルをこちらでトップダウン的につくるということは基本的には考えていなくて、仮にそういう親御さんとかご本人さんからの支援の要請があった場合には、例えばその人たちがサークルをつくりたいよ。そうしたら、それは行政としてそういう声かけを、例えば公募するだとか、そういった形でそういうサークルをつくるだとか、そういう応援というのはしていきたいかなと思うのですけれども、こちらからのトップダウン的につくろうということは、今の段階では考えていないというような状況でございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 個人のプライベートもありますので、その辺はデリケートな部分でありますので、よく考えていただいてサポートしていただきたいと思います。そういう子たちが話し合っ、本当に自立できるように、何らかのサポートといいますか、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、日本一暑い地域の板倉町でありますけれども、屋外で運動を避けて体育館で授業をすることがあると思いますけれども、体育館でも熱中症になる可能性は確率が高いと思います。また、災害時の避難所としても利用することもあると思います。また、先ほど今村議員からもありましたけれども、地域の交流の場といいますか、体育施設を利用する、そういう機会もあると思います。そこで、全校同時に、できればエアコンの設置をすることが望ましいかと思ひます。そういう観点から、見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 それでは、亀井議員の質問にお答えをしたいと思います。

板倉町の小中学校では、既に普通教室についての冷暖房については全ての教室にエアコン、普通教室ですね、エアコンの設置を終えております。しかしながら、体育館の冷暖房化につきましては、設置がされていない実情でございます。この関係につきましては、大規模な事業となることから、整備方法あるいは維持管理、電気代等を情報収集を行いながら検討したいというふうを考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 同時にというのも、また大変であります。体育館での授業も夏場だけというか、そういうふうに限られてはしまいますけれども、なるべく早目に検討していただいて、本当に災害時に大勢の方が、もしくはそこに集まるとします。そのときのことも考えていただきまして、この冷暖房化できましたら早目に設置をしていただければと思いますけれども、検討しているということですので、一歩進めて前へ臨んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 早目ということでございますが、今の小中学校の体育館、非常に老朽化もしているということも現実でございます。東小、西小、南小については昭和48年、45年経過しております。北小については47年、板中については46年ということで、大変老朽化もしておりますので、今の体育館でつけたとてということもありますので、その辺も含めて検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 老朽化しているということで、新しく建設する場合には冷暖房化を図って新築していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、2人に1人が発症すると言われていたがんについてですけれども、全国の小学校で52.1%、中学校で64.8%の確率でがん教育を実施しているそうです。当町において、このがん教育の現況をお伺いしたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 小中学生にがん教育をということでございますが、今亀井議員おっしゃるとおり、国民の2人に1人がかかると推測されるがんは重要な課題であるというふうに考えております。健康に関する国民の基礎教養として身につけておくべきものとなりつつあるようでございます。

このようながんをめぐる状況を踏まえ、学校における健康教育においてがんを取り上げた教育を推進することは、健康教育を推進する上で非常に意義のあることだと考えております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 現状は、まだやっていないということでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 現在でございますけれども、小学6年生の保健体育の学習で「病気の予防」において、「がんとはどのような病気なのか」、「がんの種類」、「がん予防」、「早期発見と検診」ということで学習をしております。また、中学生におきましては、3年生の保健体育の学習の中で、「生活習慣病の予防」ということでがんを取り上げた中での、そういう生活習慣病全体の中で、がんに対する教育がされているということでございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 現在行われているということですが、年間のカリキュラムに組んでいただいて、現在1時間ぐらいかと思いますが、これから本当に対策といいますか、がんについては重要でありますので、時間がとればとっていただきたいと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今カリキュラムの中で、そういったことはやっておりますということですが、それを単元を増やすとか、それはまた学校サイドとの検討になるかと思いますが、なかなか今の小中学生時間がない中でやっていますので、その辺については非常に厳しいのかなというふうに判断をしております。

ただ、そういった中、冊子で「やさしいがんの知識2018」という冊子のがん研究振興財団のほうで発行しております。その冊子を2年の生徒全員に配付をいたしまして、単元ではないのですが、家庭に持ち帰らせて、家族でがんに対してこういう冊子、要は家族で話し合いなさいというか、予防しなさいというか、そういうところも踏まえ、そういう冊子を配って指導はしております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 そういうふうに取り組んでいただいているわけですが、あとがん詳しい方を講師に招いてという、そういうことは今までないかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 先ほども申し上げましたが、小中学生厳しい中でのカリキュラムということでございますけれども、そういう機会があればということでお答えさせていただければと思います。

以上です。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 そういうことで大変なところですが、取り組んでいただければ、また継続していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、AEDの関係なのですが、現在屋内に設置しているわけですが、施設が昼間で閉めてしまいますので夜間といいますか、また祝祭日等にAEDが必要な場合、使用できないという状況があります。この辺で、防犯上も考えての屋外設置がされていないと思うのですけれども、この辺見解どうでしょうか。屋

外設置についてなのですが。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 AEDの屋外設置についてでございますが、屋外設置には誰でもいつでも利用できるという利点はございますが、AEDを屋外に設置する場合、一番やはり問題となりますのが温度ということになっております。AEDは、保管、あと使用環境の条件にも指定がありまして、0度から50度以内となっております。これは正常にAEDが作動するための条件で、もしこの範囲外になってしまいますと、故障して、いざというときに使えないというような問題があります。

また、先ほど亀井議員さんが言われましたとおり、盗難防止等の対策も必要となりますので、このようなことからAEDを屋外に設置する場合には、それ専用の収納ボックスの設置が必要となり、その面でコストがかかるという課題がございます。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 そういうコストを考えますと、なかなか難しいかと思えますけれども、それほどAEDを使う機会が余り当町ではないのかなと思えますけれども、いざというときに屋外にあればいいかなと思うのですが、その辺は今後検討していただきたいと思えます。

それと、コンビニエンスストア等で24時間営業しているところがありますので、その辺の設置されているところもあると思えますが、その辺の設置に対して行政のほうから何とか指導といいますか、意見が言えるものでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 確かに県内の状況を確認しましたところ、屋外設置している市町村というのは一個もない状況なのですが、前橋市等につきましては、コンビニに行政の予算で置いているというような状況もございます。ですが、板倉町の状況を見ますと、コンビニにあってもちょっと密度が低いかなというような状況もありまして、今現在板倉町のAEDの活用方法としましては、板倉まつりや町民体育祭のときには救護の場所に設置しておりますし、あとは各種スポーツ団体等がスポーツ競技等で必要になれば、その都度海洋センターで貸し出し用がございまして、それを貸し出しているような状況です。

そのようなことを考えましても、今後は実際にそういう球技とか、そういうので使いたいという場合は、貸し出す方向で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 日中はその辺で対応ができると思うのですが、夜間それほど必要でないかもしれませんが、夜間どうしてもという事態が発生することも考えられますので、夜間の対応を考えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問ですが、夜間の場合も体育館等には設置してありますので、

それが使えるかなというふうに思っています。夜間の屋外のときとなりますと、確かに今現在はございませんが、そこら辺は非常に難しいところかな。いつ、どこで起きるかわからないということもありまして、基本的に5分以内ぐらいにやらないと効き目もなくなってくるということもありますので、今現在もしものためというのでしたら、できれば海洋センターのほうで貸し出しを受けまして、常に備えていてもらえるようにしてもらったほうがいいのかというふうに、備えてもらうのもいいのですが、そのときはスポーツをやっている方の中でAEDが使えないと意味がないのかなという、AED使うだけでは意味ないので、きちんとした講習を受けていないのかなというふうに思っています。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 AEDを使う講習等も含めまして、検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

次に、液体ミルクについてなのですが、熊本地震ではライフラインが寸断され、水や燃料の入手が困難なために、粉ミルクを沸騰させたお湯で溶かして乳児に与えることが難しかったそうです。こういう事態があります。社名を挙げていいかどうかわかりませんが、江崎グリコは母乳のかわりになる乳児用液体ミルクを、2019年春の製造販売を目指しているそうです。常温で、すぐに乳児に与えられる液体ミルクが災害時に役立つと思います。この辺を考えまして、災害備蓄品として採用すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいま亀井議員さんからご質問がありました、乳児に対する液体ミルクの関係でございますが、この関係、今年の8月8日付で厚生労働省、消費者庁の関係法令、省令等々、そういったものが改正になりまして、これまで国内では製造されていなかった、製造販売が行われていなかった状況でございますが、そういった取り組みが可能になったということでもあります。

ただし、今お話に出ましたとおり、これまで粉ミルクを製造しているメーカーが商品化するまでには、設備投資とか関係省令、省庁の承認とか、そういった手続が必要ですので、今江崎グリコ様が2019年ごろに商品化というお話もございましたが、やはり一、二年程度の期間がかかって、流通は早くても、お話しのとおり2019年ごろになるのかなという見込みのようでございます。

この液体ミルクですが、常温で長期間の保存が可能、6カ月から半年という期間のようでありまして、調乳の際に手間が省けるということがありますので、災害時の長所としては、先ほど熊本の地震でライフラインがというお話もございましたが、そういった場合で水道とか燃料を使わずに授乳ができるということで、その他の災害の際も外国製を輸入して提供されたような事例もあるようでございます。

ただし、課題としては現在の粉ミルクに比べますと割高である、現状の海外の場合ですと粉ミルクの二、三倍ぐらいの価格差がまだあるようでございます。保存期間につきましても、現在町でも福祉避難所、町内3カ所の北小、東小、西小の体育館には粉ミルクのほうの備蓄をさせていただいておりますが、こちらの粉ミルクについては保存期間が1年6カ月となりますが、乳児用の液体ですと6カ月から1年と若干短くなるという保存期間の部分が出てまいります。

防災備品としての採用につきましても、今後安全性、価格、保存期間などを考慮いたしまして、他自治体

での導入の状況を確認するとともに、年明けの1月ごろに日本栄養士会が自治体や医療従事者向けの活用指針を作成するという予定でございますので、こういったものも踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 割高ということも考えられます。ここ一、二年かかってしまうかもしれませんが、こういう便利といえば便利、また本当に災害時はインフラが寸断されますので、これからも検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、今年首都圏を中心に大流行した風疹についてお伺いします。当町では発症者はいないように伺っておりますけれども、妊婦が感染すると、赤ちゃんが心臓病や難聴など障害を持って生まれる可能性があるそうです。また、妊娠後はこのワクチンを接種することができないそうです。そこで、当町ではこのワクチンの接種と風疹の免疫、抗体を調べるのがあるそうですけれども、この費用についてはどうなっているのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの亀井議員さんからの質問でございますが、抗体の検査につきましては群馬県の助成ということで、群馬県で風疹抗体検査というのが無料で受けられるような状況になっております。町の補助としましては、妊娠を希望される方、またその夫に当たる方ですか、に対しまして予防接種費用の助成を行っている状況です。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 これは無料でということですね。補助額があるのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 板倉町の場合は、風疹単独の場合が3,000円の補助をしております。あと麻疹風疹という混合ワクチンの場合が5,000円の補助をしています。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 板倉町は、そういう子育て等に関して補助等、また県もかなりやっているとします。少子化対策としても、こういう病気等に対して補助をしていただけるのは大変ありがたいと思います。こういうことも、なかなか町民は余りわからないと思います。今までの質問の中でも、町民に周知するという方法を検討したいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 風疹についてになってしまうのですが、まず周知方法としましては、婚姻届を受理するときに、窓口で風疹の予防接種に関する群馬県が作成したパンフレットをまず全員に配布しております。また現在も、町ホームページになってしまうのですが、風疹の予防、予防接種の助成については掲載しているような状況です。今現在では、そうなっています。

○青木秀夫議長 亀井議員。

○4番 亀井伝吉議員 そういう周知していただければ、群馬県の風疹は数が少ないわけですけども、本当にいろいろな予防対策もできますので、そういう周知をこれからもしっかりやっていただきたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

時間は早いですけれども、以上をもちまして私の質問とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了しました。

○議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○青木秀夫議長 日程第2、議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。
小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 補正予算審査結果についてご報告をさせていただきます。

予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、補正予算1議案であり、12月6日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

これより議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、明日11日は総務文教福祉常任委員会、明後日12日は産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

13日は休会とし、最終日の14日は閉会中の継続調査、審査について決定する予定となっています。

本日はこれをもって散会といたします。大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時09分）